



「日本医師会代議員会を改革し、 全ての医師の大同団結を図ろう！ ～勤務医代議員会の創設を提言する～」

広島県医師会常任理事・日本医師会代議員 松村 誠

日本医師会（日医）では、公益法人制度改革による新法人への移行にあたり、会内に定款諸規定検討委員会を設置し、定款の変更を検討している。日医は公益社団法人への移行を目指しており、現在までに検討されてきた定款変更案では、代議員会は法人法上の社員総会と位置付け、従来どおり、概ね会員500名の中から1名の割合をもって代議員を選出し、法人法上の社員としている。

そして、代議員の選出においては、都道府県医師会の代議員会において選挙することとしており、特に勤務医についての規定は設けていない。すなわち従来どおりの選出ということである。

平成21年10月25日開催の第121回日医臨時代議員会において、中国四国ブロックを代表して山口県医師会の吉本正博代議員は、日医会員総数16万5千名のうち、勤務医会員は7万7千名（46.7%）であるにもかかわらず、日医代議員に占める勤務医の割合は354名中わずか34名（9.6%）であり、勤務医の意見を反映していないとした。その上で、新公益法人への移行へ向けて、定款改定の中で新たに勤務医枠を設け、各都道府県の4名の代議員枠に対し、2名を勤務医枠とし、「開業医のための医師会」から「医師のための医師会」への変革を提案した。

この代表質問に対し、宝住与一日医副会長は、代議員に占める勤務医の割合は低率であり、勤務医の医師会活動への参画の環境整備の必要性を認めた上で、まず勤務医が安心して働ける医療環境を財政支援により整えることが必要であり、日医は勤務医支援を重要課題としているとした。そして、吉本代議員の勤務医の代議員枠設定の提言については、日医は開業医・勤務医の別、診療科・所属機関等の属性の違いを超えた全ての医師を代表する団体であり、属性に応じた人数枠というものを設けず、現行の制度により代議員を選出することが公平であるとした。その上で代議員の選出については、都道府県医師会に委託しており、勤務医の代議員選出については、各都道府県で配慮するよう求めた。

そこで私は、下記の関連質問を行い、日医代

議員会制度を改革し、開業医と勤務医の別なく、名実ともに全ての医師の声を反映する団体への移行を提言した。以下にその提言内容を記す。勤務医をはじめ、諸氏のご批判とご意見を仰ぐとともに、代議員会のあり方につきご提言をいただければ幸いである。

日医では、代議員（社員）と役員の選任において、開業医と勤務医のいわゆる『枠』を設けないとのことである。その理由として、『枠』がないほうが平等な権利であるとの見解を示している。しかし、開業医と勤務医は役割も立場も異なるものであり、大同団結を謳うなら、現行通りの定款改定では、従来どおりの代議員の選出が各都道府県でなされることとなり、勤務医の代議員数とその意見の反映は限定され、勤務医の失望感を助長すると危惧する。

そこで、思い切った発想の転換をする提案を行いたい。すなわち、日医の代議員会に国会のような衆参二院制を導入するのである。開業医代議員会と勤務医代議員会を別々に設置し、二代議員会制にする。そして、二つの代議員会がそれぞれ決算や予算、事業計画等を審議する制度とする。この新制度により、開業医と勤務医の意見が対等に代議員会に反映されることとなる。また、国会のように衆議院の優位制も導入し、開業医代議員会と勤務医代議員会とで、意見の一致を見ないときは、開業医代議員会で再議決し、一定の賛成数により成立とするのである。また、会長選出においても同様の議決方式とする。したがって日医会長は、開業医代議員会と勤務医代議員会で別々に選出され、両代議員会で議決が異なれば、開業医代議員会の議決が優先されることとなる。それゆえ日医会長は、事業計画や予算編成、及び執行部役員の選任においても、開業医と勤務医のバランスを考慮し、両者の意見を反映せざるを得なくなる。この新代議員会制度により、必ずや日医に開業医と勤務医の意見の集約がなされるであろう。